



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2026 年 3 月 31 日(火)

税金よもやま話

「いずれか遅い日以後の日」っていつ？

4 月 1 日から固定資産台帳縦覧期間

固定資産（土地や家屋）の価格は「固定資産評価基準」に基づいて、市町村長（東京 23 区は都知事）が価格等を決定し、固定資産課税台帳に登録します。

登録価格について納税者は適正であるかどうか、他の土地や家屋と帳簿で比較できる制度が「縦覧」というものです。

縦覧期間は「いずれか遅い日以後の日」？

縦覧期間は「4 月 1 日から、4 月 20 日または当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間」と地方税法で定められています。

この「いずれか遅い日以後の日まで」というのはなかなか見慣れない言葉ですが、簡単に言うと「4 月 20 日か固定資産税の第一期納期限のどちらか遅い方」ということになります。「以後」というのは「基準点を含めてそれより後」という意味合いですから、「以後の日」は「その日を含む」という意味になります。

「いずれか遅い日までの間」でも意味が通るため、「以後の日」は冗長な印象が拭えませんが、法令用語としては 20 日と固定資産税第一期の納期限どちらか「遅い日」を比較してさらに、「その当日を含めるか否か」

を明示するために「以後の日まで」と続けており、正確性を求めた結果、一見するとなんだかよくわからない印象を強めてしまっているように思えます。

結局縦覧期間はいつまで？

縦覧期間の期限である「固定資産税の第一期納期限」ですが、こちらは自治体の条例によって決まるので、地域によってばらつきがあります。例をいくつか挙げると
札幌市・横浜市・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市・那覇市等：4 月末
秋田市・さいたま市・熊本市等：5 月末
東京 23 区：6 月末

となっています。条例によるので今後変更される余地はありますが、4 月末が一般的な期限のようで、5 月末は少なめ、6 月末は東京 23 区のみとなっているようです。なお、月末が土日祝日の場合は、納期限は次の平日にずれ込むことになります。

いずれも条例によって 4 月以降の月末に制定されているようですから、そうするとはいよいよ縦覧期間の「4 月 20 日」の方が不要になっている気がしますよね。



まあ、別に不便はないし
税法の改正が大変だから、
きっとしばらくはこの
ままなのでしょうね